

令和 8 年 5 月

第 36 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 沖田 保

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	主 査	主 任	係
令和 8 年 6 月 1 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第36回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第2号

下記について付議するため、5月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第36回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第3号議案	令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について
第4号議案	令和9年度農業税制に関する要望について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 片岡 功敬 事務局次長 町田 篤 農地担当 西村 裕介
書記 山田 南

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、8番 沖田 保委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与する事ができない」という規定に基づいて、同案件の審議中は退室してもらおう旨を説明し、関係委員は退室した。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。
「本件は、北原台1丁目のかたから、西新井宿のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から東に300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、12筆、計3,041㎡でございます。

本件は、譲受人が、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内に所有している農地は全て耕作されており、申請地ではレモン、ブラッドオレンジ、ラズベリー等の果樹や栗を栽培するという点であり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、問題ありません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、問題ありません。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、常時従事していると認められる日数は年間150日以上となります。現在、譲受人、父、母、祖母の4人で、のべ年間940日従事し、申請地以外の農地では、レモン、ウンシュウミカン、ユズ等の果樹やサトイモ、ヤツガシラ等の野菜を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので問題ありません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、問題ありません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、問題はないものと考えられます。また、申請地は接道していない農地となっておりますが、道路から申請地までの通行につきまして、当該土地の所有者から通行することについて同意を得られているため、耕作にあたり支障はありません。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「事務局のかたと現地を見に行きまして、現在の耕作状況や申請地における作付計画につい

て説明を聞きました。問題が無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。
- 6) 議長は、農業委員本人等に関する案件の審議が終了したので、同者の入室を認め、関係委員は入室した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明をお願いいたします。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行中学校から北西に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に500mほどの所に位置する1筆、自宅から南東に100mほどの所に位置する2筆、計1,869㎡でございます。

買取事由発生人は、20歳の頃から年間150日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和2年頃に既往症の変形性腰椎症が悪化してから、農作業が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は、申請地を含む2,208㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人1人で、ツツジ、サツキ、ウメ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、全ての生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地調査を行い、ご本人から話を伺いました。特段問題ないかと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」
- 5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。
- 6) 議長は第2号議案No.2を上程し、説明を求めた。
- 7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、花木を栽培し兼業農家を営む、道合のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願ひます。」
- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、神根浄水場から北に170mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した2筆、計1,048㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和7年3月22日に83歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む9,292.44㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、申請人の妻の3人で、モモ、ユキヤナギ等の花木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」
- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地を調査して参りました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」
- 10) 議長は第2号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第3号議案 令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

- 1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業委員の皆様が日々行っている最適化活動につきましては、毎年度目標が設定されてお

り、この目標につきましましては国の通知に基づき、毎年度5月末までに実施状況及び達成状況を点検・評価し、公表することとされており、この度令和7年度の目標について、点検・評価を行うものでございます。

それでは、まず議案の1ページの記載内容でございますが、令和7年4月1日現在の農業委員会の状況で目標設定時と変更はございません。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」でございますが、「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましましては、「②目標」の「今年度末の集積率」に記載する27.5%を目標として設定したところ、実績値は「③実績」の今年度末の集積率に記載の11.4%であり、目標に達する達成状況は41.6%でございました。

続きまして「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましましては、当初設定した緑区分の遊休農地はすべて解消され、目標値が0であったことから、本年度の達成状況は3ページの上段「③実績」の0%となるものでございます。

続きまして「(3) 新規参入の促進」につきましましては、3ページの最下段に記載する新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積0.07haを目標として設定したところ、実績値は4ページの最上段に記載する2.44haであり、目標に達する達成状況は3,485.7%でございました。

次に、「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」につきましましては、4ページ中段の「①目標」に記載のとおり3回の目標として設定したところ、「②実績」に記載する9月から11月までの3回を活動強化月間として取り組み目標を達成したものでございます。

「(3) 新規参入相談会への参加」につきましましては、新規参入相談会への参加回数1回を目標と設定したところ、「②実績」につきましましては0回でございます。

これまでご説明いたしました結果を19ページの別表に当てはめると、表2の目標項目「(1) 成果目標」の「①農地の集積」は達成率90%未満のため1点、「②緑区分の遊休農地の解消」は達成率90%未満のため1点、「③新規参入の促進」は達成率110%以上のため5点となりました。

また「(2) 活動目標」の「①活動強化月間の実施」は3月以上実施したため1点であり、「②新規参入相談会への参加」は0点となりました。

以上の点数を合計いたしますと8点となり、表1に記載する5点以上、10点未満の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評語でございます。

ただ今の結果を5ページの中段やや下に記載する「目標の達成状況の評語」欄に「目標に対して期待どおりの結果が得られた」として記載をしたものでございます。

以上が農業委員会の目標に対する点検・評価でございます。

続きまして、推進委員等の点検・評価結果でございますが、7ページから18ページが各農業委員・推進委員の達成状況と点検結果でございます。

各ページの中段やや下に記載する「①成果目標の達成状況」については、2ページに記載されております農業委員会の実績値を按分したもので、右側に記載の「②自己の点検・評価」欄につきましましては、各委員の活動実績と成果実績を記載し該当する点数が記載されているものでございます。

なお、点数については20ページの表2の達成状況に応じて点数を算出し、合計点を表1の範囲にそれぞれ当てはめ、その結果を7ページから18ページの表の最下段に記載する「2 農業委員会による点検・評価」の「全体としての評語」として記載をいたしました。

ただ今の結果をもとに、最下段の「推進委員等の点検・評価結果」として、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が2名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が2名、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が8名となったものでございます。

「Ⅲ 事務の実施状況」でございますが、こちらは農業委員会の開催状況や農地法3条に基づく許可事務などについて、令和7年度の実績を記載したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なくこの内容のとおり定めるものと決定した。

(5) 第4号議案 令和9年度農業税制に関する要望について

1) 議長は第4号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「前回の会議におきましてご意見を伺いましたところ、委員の皆様からご意見はございませんでした。

本要望につきましては、昨年「1 相続税納税猶予制度の適用要件の緩和及び新制度の創設」「2 固定資産税の更なる軽減措置」の2点を要望したものでございますが、都市農業の継続を図るために引き続き要望することが必要と考えられることから、昨年同様の内容としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なくこの内容で回答すると決定した。

9 連絡事項

・令和8年度 農業のあらましについて

10 閉会

午前10時45分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第36回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和8年5月27日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩